

# 都市計画法 第29条第1項 第35条の2

## 関係申請必要書類一覧

(※都市計画法第34条の2の開発許可の特例についても準用する。)

### 1 書類

○：添付要 △：必要に応じて添付要 ※：変更がある場合に添付要

書類等の名称	開発行為の許可 (法第29条第1項)	開発行為の変更許可 (法第35条の2)	説 明
申請書	○ (法施行規則第16条)	○ (市規則第5条)	正本1部、副本1部提出
委任状	○	○	申請手続等を代理者が行う場合に添付する。 委任者の署名又は捺印が必要
理由書	△	○	申請理由を明確に記載する(開発行為の許可については、市街化調整区域の場合は添付)。
公共施設の管理者の同意書 (法第32条)	△	※	開発行為の計画に関係がある公共施設の管理者の同意書(県道、国道に接する場合等)
公共施設の管理に関する協議書 (法第32条)	○	※	許可申請書と別葉で提出する(正2部)。
設計説明書(設計内容書) (法施行規則第16条第2項)	○	※	自己居住用は不要
土地登記簿全部事項証明書	○	※	申請時以前3か月以内のもの 法務局において取得したものでインターネットによる取得は不可(1部はコピーでも可)
建物登記簿全部事項証明書	△	※	申請時以前3か月以内のもの(申請地内に建築物がない場合は不要) 法務局において取得したものでインターネットによる取得は不可(1部はコピーでも可)
土地、工作物の権利者の同意書 (法第33条第1項第14号) (法施行規則第17条第1項)	○	※	当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地並びにこれらの土地にある建築物その他の工作物の所有権、抵当権等の当該開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書(権利者の住所等が登記簿上と異なる場合には説明書等の添付又は登記簿の住所変更が必要)
印鑑証明書	○	※	権利者の同意書(土地、工作物)に押印したものの 申請時以前3か月以内のもの
資金計画書 (法施行規則第16条第5項)	○	※	収支計画、年度別資金計画 収入の裏付けを証する書類(残高証明書、融資証明書等) 支出の裏付けを証する書類(工事見積書等) 自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為は不要
申請者の法人登記簿謄本 (個人は住民票)	○	※	申請時以前3か月以内のもの
申請者の業務経歴書 (法第33条第1項第12号)	○	※	個人の場合は開発行為の経験の有無について記載 自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為は不要
申請者の納税証明書 (法第33条第1項第12号)	○	※	申請時以前3か月以内のもの、前年度分、法人の場合は法人税、個人の場合は所得税(その1及びその2)、自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為は不要
工事施行者の法人登記簿謄本 (法第33条第1項第13号)	○	※	申請時以前3か月以内のもの 自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為は不要
工事施行者の建設業許可書の写し (法第33条第1項第13号)	○	※	自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為は不要
工事施行者の建設機械目録、 技術者名簿、工事経歴書 (法第33条第1項第13号)	○	※	建設機械をリース予定の場合は、目録とリース先の住所及び名称 自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為は不要
設計者の資格に関する書類 (法第31条) (法施行規則第17条第1項)	○	※	開発区域面積が1ヘクタール以上の場合に必要
工場に関する調書	△	※	予定建築物の用途が工場の場合に必要
申請地現況写真	○	○	2方向以上とする。
法第34条各号に該当する申請の場合	△	※	市街化調整区域内の申請の場合に必要
その他許可権者が必要と認める 書類	△	※	

### 2 図面等

○：添付要 △：必要に応じて添付要 ※：変更がある場合に添付要

図面等の名称	開発行為の許可 (法第29条第1項)	開発行為の変更許可 (法第35条の2)	明 示 する 事 項
開発区域位置図 (法施行規則第17条第1項)	○	○	・都市計画図使用 ・方位、縮尺・施行地区(朱書)
現況図・開発区域区域図 (法施行規則第16条第4項) (法施行規則第17条第1項)	○	※	・方位、縮尺(1/2500以上)、凡例・開発区域の境界(朱書) ・標高差を示す等高線(主要な位置の現況地盤高)・ベンチマークの位置と高さ ・建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状・植生区分 ・開発区域内及び周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他公共施設並びに官公署、文教施設その他公益的施設の位置及び形状 ・道路の幅員、道路交点の地盤高、河川又は水路の幅員 ・開発区域の規模が1ヘクタール以上の場合で、令第28条の2第1号に規定する樹木及び樹木の集団の位置並びに同条第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の位置及び状況

公図の写し	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、隣地の地番</li> <li>・施行地区の地番、地目・施行地区(朱書)</li> <li>・法務局において取得したものでインターネットによる取得は不可(1部はコピーでも可)</li> <li>・申請時以前3か月以内のもの</li> </ul>
求積図	○	※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺、方位</li> <li>・実測図による三斜法又は座標計算表</li> </ul>
土地利用計画図 (法施行規則第16条第4項) (排水施設計画平面図及び給水施設計画平面図と兼ねないこと。)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺(1/1000以上)、凡例・開発区域の境界(朱書)</li> <li>・都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称</li> <li>・公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びびく又はへい位置</li> <li>・開発区域内外の道路の位置、形状、幅員及び道路番号・種別</li> <li>・排水施設の位置、形状及び水の流れの方向</li> <li>・遊水池(調整池)の位置及び形状(多目的利用の場合は専用部分との区分)</li> <li>・河川その他の公共施設の位置及び形状</li> <li>・予定建築物等の敷地の形状及び面積・敷地に係る予定建築物等の用途</li> <li>・公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積・消防水利の位置及び形状</li> <li>・樹木又は樹木の集積の位置・緩衝帯の位置、形状及び幅員</li> <li>・法面(かたけを含む)の位置及び形状・擁壁の位置及び種類</li> </ul>
造成計画平面図 (法施行規則第16条第4項)	○	※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺(1/1000以上)、凡例・開発区域の境界(朱書)</li> <li>・切土又は盛土をする土地の部分(要着色)・擁壁の位置、種類及び高さ</li> <li>・法面(かたけを含む)の位置及び形状</li> <li>・道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高</li> <li>・遊水池(調整池)の位置及び形状</li> <li>・予定建築物等の敷地の形状及び計画高</li> <li>・ベンチマークの位置と高さ・縦断線位置と符号</li> </ul>
造成計画縦断面図・横断面図 (法施行規則第16条第4項) (高低差の著しい箇所で作成)	○	※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺(1/1000以上)・開発区域の境界(朱書)</li> <li>・切土又は盛土をする前後の地盤面(必要に応じて土質種別)・計画地盤高</li> <li>・造成計画平面図との対照符号</li> </ul>
排水施設計画平面図 (法施行規則第16条第4項)	○	※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺(1/500以上)、凡例・開発区域の境界(朱書)</li> <li>・排水区域の区域界、遊水池(調整池)の位置及び形状</li> <li>・都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称</li> <li>・道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類</li> <li>・排水管の勾配及び管径・人孔の位置及び人孔間距離・水の流れの方向</li> <li>・放流先河川又は水路の名称、位置及び形状・吐口の位置</li> <li>・予定建築物等の敷地の形状及び計画高・道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高</li> <li>・法面(かたけを含む)又は擁壁の位置及び形状</li> </ul>
給水施設計画平面図 (自己居住用の場合は不要) (法施行規則第16条第4項)	○	※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺(1/500以上)、凡例・開発区域の境界(朱書)</li> <li>・給水施設の位置、形状、内のり寸法・取水方法・消火栓の位置</li> <li>・予定建築物等の敷地の形状</li> </ul>
施設計画縦断面図(道路・排水) (新たに道路を築造する場合に必要)	△	※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺</li> <li>・測点(標準20m)、単距離、追加距離、現況地盤高、計画地盤高、勾配、DL線</li> <li>・排水施設の場合は、人孔の記号種類、位置、管径、土被り、管底高</li> </ul>
道路横断面図	△	※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺、道路の幅員、表層、基層及び路盤材の種類、厚さ</li> <li>・雨水樋及び取付管の位置、形状、寸法</li> <li>・道路側溝等の位置、形状、寸法・埋設管の位置、形状、寸法</li> </ul>
排水施設構造図	○	※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺</li> <li>・開きよ、暗きよ、落差工、人孔、樹、吐口等の構造詳細図</li> </ul>
かたけの断面図 (地形上必要な場合) (法施行規則第16条第4項)	△	※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺(1/50以上)</li> <li>・かたけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ)</li> <li>・切土又は盛土をする前の地盤面・小段の位置及び幅</li> <li>・石張、張芝、モルタルの吹付け等のかたけ面の保護の方法</li> </ul>
擁壁等構造図 (展開図、正面図、平面図、断面図) (擁壁の設置が必要な場合) (法施行規則第16条第4項)	△	※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺(1/50以上)</li> <li>・擁壁の寸法及び勾配・擁壁の材料の種類及び寸法</li> <li>・裏入れ材料の種類及び寸法・透水層の位置及び寸法</li> <li>・擁壁を設置する前後の地盤面・基礎地盤の土質並びに基礎ぐい位置、構造、材料、品質、寸法・基礎の構造、材料、品質、寸法</li> <li>・水抜孔の位置、材料、内径寸法・鉄筋の位置及び径</li> </ul>
計算書	△	※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁等構造計算、安定計算(擁壁の設置が必要な場合)</li> <li>・下水流量計算(管径、勾配等の指定があった場合は不要)</li> <li>・その他必要な計算書(ボーリング調査報告書、土質試験結果報告書、液状化考察)</li> </ul>
予定建築物の 配置図・平面図・立面図 (市街化区域で専用住宅の場合は 省略可)	○	※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺</li> <li>・建築面積、延床面積、建ぺい率、容積率、最高の高さ、最高の軒の高さ (土地利用計画図に予定建築物の配置が記載されている場合は、配置図不要)</li> </ul>
植栽計画図	△	※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽の範囲、面積表、樹種(高木、低木)、本数</li> </ul>
公園詳細図	△	※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口の配置、柵又は扉の設置、敷地の形状・勾配、排水施設の設置</li> </ul>
一般廃棄物集積施設の 詳細図	△	※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平面図、立面図、敷地面積及び有効面積の記載</li> </ul>
その他必要と認められる図書等	△	※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事計画と工期(雨期)の関連性及び地質、地盤の状況並びに土留施設、排水施設発流未処理工等の計画</li> <li>・防災計画並びに防災措置体制の具体的計画</li> <li>・水路等の管理権限を有する者の放流許可書等</li> <li>・水路占用許可書(水路を占用する予定の場合)</li> </ul>